表ＪＰ四四ＮＶＰＱ及びＪＰ四四ＮＶＰＳの項中「明石海峡」を「瀬戸内海(明石海峡)」に改める。

表ＪＰ五四Ｎ11Ｇ〇の項中「大島瀬戸」を「瀬戸内海（大島瀬戸）」に改め、同項の次に次のように加える。

ＪＰ５４Ｎ２ＧＡ	瀬戸内海（紀伊水道）	15分	法第１条第２項の政令で定める境界
ＪＰ５４Ｎ２ＧＢ	瀬戸内海（紀伊水道）	15分	法第１条第２項の政令で定める境界

表ＪＰ五四Ｎ11ＧＣの項中「瀬戸内海」を「瀬戸内海（紀伊水道）」に改め、同項の次に次のように加える。

ＪＰ５４ＮＣ８Ｉ	瀬戸内海（音戸ノ瀬戸）	15分	法第25条第２項の経路

表ＪＰ五四ＮＣ八Ｊ及びＪＰ五四ＮＣ八Ｋの項中「来島海峡」を「瀬戸内海（来島海峡）」に改める。

表ＪＰ五四ＮＭ一六及びＪＰ五四ＮＭ一七の項中「備讃瀬戸」を「瀬戸内海（備讃瀬戸）」に改め、表ＪＰ五四ＮＭ一七の項の次に次のように加える。

ＪＰ５４ＮＶＰＳ	瀬戸内海（明石海峡）	15分	法第29条の２第１項の海域

○防衛省告示第五十四号

飛行場及び航空保安施設の設置及び管理の基準に関する訓令（昭和三十三年防衛庁訓令第百五号）第十条の規定に基づき、十勝飛行場の施設について次のとおり告示する。

平成二十三年三月二十八日　防衛大臣　北澤　俊美

一　昭和五十九年防衛庁告示第六十六号の一部を次のとおり変更する。

㈠　第四項の表飛行場灯台の項中「せん交光、毎十秒間に二せん（五秒ごとに」を「閃交光、六秒毎に二閃光（三秒毎に」に、「一せん」を「一閃光」に改める。

○防衛省告示第五十五号

飛行場及び航空保安施設の設置及び管理の基準に関する訓令（昭和三十三年防衛庁訓令第百五号）第十条の規定に基づき、立川飛行場の施設について次のとおり告示する。

平成二十三年三月二十八日　防衛大臣　北澤　俊美

一　昭和五十三年防衛庁告示第百六十三号の一部を次のとおり変更する。

㈠　第四項中「燈質」を「灯質」に、「航空燈火」を「航空灯火」に改め、同項の表飛行場灯台の項中「せん交光、毎十秒間に二せん光（五秒ごとに」を「閃交光、六秒毎に二閃光（三秒毎に」に、「交互に一せん」を「各一閃光」に改める。

㈡　第七項第一号中「白熱電灯」の下に「及び発光ダイオード灯」を加える。

○防衛省告示第五十六号

飛行場及び航空保安施設の設置及び管理の基準に関する訓令（昭和三十三年防衛庁訓令第百五号）第十条の規定に基づき、明野飛行場の施設について次のとおり告示する。

平成二十三年三月二十八日　防衛大臣　北澤　俊美

一　昭和四十二年防衛庁告示第百十四号の一部を次のとおり変更する。

㈠　第四項の表飛行場灯台の項中「毎十秒二閃（五秒ごとに白緑各一閃」を「、毎分二十閃光（三秒毎に航空白、航空緑各一閃光」に改める。

○防衛省告示第五十七号

飛行場及び航空保安施設の設置及び管理の基準に関する訓令（昭和三十三年防衛庁訓令第百五号）第十条の規定に基づき、目達原飛行場の施設について次のとおり告示する。

平成二十三年三月二十八日　防衛大臣　北澤　俊美

一　昭和四十二年防衛庁告示第二十八号の一部を次のとおり変更する。

㈠　第三項の表飛行場灯台の項中「白緑閃交光毎十秒に二閃（五秒ごとに白緑各一閃」を「、航空白、航空緑閃交光、六秒毎に二閃光（三秒毎に航空白、航空緑各一閃光」に、「白百十一万カンデラ、緑」を「実効光度航空白百十一万カンデラ、航空緑」に改め、同表指向信号灯の項中「赤、緑又は白」を「航空赤、航空緑又は航空白」に、「白十八万カンデラ」を「航空白十八万カンデラ」に改める。

○防衛省告示第五十八号

飛行場及び航空保安施設の設置及び管理の基準に関する訓令（昭和三十三年防衛庁訓令第百五号）第十条の規定に基づき、八戸飛行場の施設について次のとおり告示する。

平成二十三年三月二十八日　防衛大臣　北澤　俊美

一　昭和三十三年防衛庁告示第百七十号の一部を次のとおり変更する。

㈠　第四項の表飛行場灯台の項中「、せん交光毎十秒間に二せん（五秒ごとに航空白、緑各一せん」を「閃交光、六秒毎に二閃光（三秒毎に航空白、航空緑各一閃光」に、

航空白十五万カンデラ 航空緑二万二千五百カン

を

実効光度 航空白十五万カンデラ 航空緑二万二千五百カンデラ

に改め、同表進入灯の項及び滑走路末端識別灯の項中「せん」を「閃光」に、「二せん」を「二閃光」に改める。

○防衛省告示第五十九号

飛行場及び航空保安施設の設置及び管理の基準に関する訓令（昭和三十三年防衛庁訓令第百五号）第十条の規定に基づき、下総飛行場の施設について次のとおり告示する。

平成二十三年三月二十八日　防衛大臣　北澤　俊美

一　昭和三十八年防衛庁告示第百十二号の一部を次のとおり変更する。

㈠　第四項の表飛行場灯台の項中「せん交光毎十秒間に二せん（五秒ごとに」を「閃交光、六秒毎に二閃光（三秒毎に」に、「一せん」を「一閃光」に、「北緯三十五度四十八分四十二秒」を「北緯三十五度四十八分三秒」に改め、同表進入灯の項及び滑走路末端識別灯の項中「せん光毎秒二せん」を「閃光毎秒二閃光」に改める。

○防衛省告示第六十号

飛行場及び航空保安施設の設置及び管理の基準に関する訓令（昭和三十三年防衛庁訓令第百五号）第十条の規定に基づき、硫黄島飛行場の施設について次のとおり告示する。

平成二十三年三月二十八日　防衛大臣　北澤　俊美

一　昭和五十八年防衛庁告示第百四十一号の一部を次のとおり変更する。

㈠　第一項第二号中「北緯二十四度四十六分四十七秒　東経百四十一度十九分二十二秒」を「北緯二十四度四十六分四十七秒　東経百四十一度十九分三十三秒」に改める。

㈡　第四項の表飛行場灯台の項中「せん交光毎十秒間に二せん（五秒ごとに航空白緑各一せん」を「閃交光、四秒毎に二閃光（二秒毎に航空白、航空緑各一閃光」に、

実効光度白色光十五万カンデラ、緑色光二万二千五百カンデラ

を

実効光度 航空白二万カンデラ 航空緑三千カンデラ

に改め、同表滑走路末端識別灯の項中「せん光毎秒二せん」を「閃光毎秒二閃光」に改める。

㈢　第六項第一号中「約百十二メートル」を「約百四十メートル」に改める。

㈣　別図を次のように改める。